

最高裁秘書第2375号

令和3年8月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

6月30日付け（7月2日受付、第030303号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 事務総局会議（第15回）議事録（片面で2枚）
- (2) 事務総局会議（第16回）議事録（片面で6枚）
- (3) 事務総局会議（第17回）議事録（片面で6枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には、個人識別情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

事務総局会議（第15回）議事録

日時	令和3年5月11日（火）午前10時00分～午前10時25分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、長崎審議官
議事	第一小法廷の判決言渡しに大法廷の法廷を使用する件について 村田総務局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議

秘書課長 大須賀 寛

事務総局会議資料
(5 月 11 日開催)

【事務総局会議配布資料】

第一小法廷の判決言渡しに大法廷の法廷を使用する件について

第一小法廷において 5 月 17 日実施の判決言渡しに大法廷の法廷を使用する。

事務総局会議（第16回）議事録

日時	令和3年5月18日（火）午前10時00分～午前10時59分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、戸苅家庭局第一課長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、長崎審議官
議事	<p>1 刑事鑑定研究会の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第1）</p> <p>2 心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第2）</p> <p>3 犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第3）</p> <p>4 法廷通訳に関する研修の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第4）</p> <p>5 保護観察に関する連絡協議会の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第5）</p>
結果	◎ 了承 1, 2, 3, 4, 5

秘書課長 大須賀 寛之

事務総局会議資料 第1
(5月18日開催)

(令和3.5.18刑事局)

刑事鑑定研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 令和3年6月から令和4年3月までの間の半日
- 3 場所 各地方裁判所又は学識経験者が所属する大学の研究室等
- 4 実施事項 刑事事件の鑑定を巡る諸問題
- 5 参加者
 - (1) 学識経験者
法科学, 精神医学, 薬理学, 心理学, 分子生物学等を専攻する
大学教授又はこれに相当する学識経験を有する者 1人
 - (2) 裁判所側
各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官, 裁判所書記官等
各地方裁判所の定める人数

(令和3.5.18 刑事局)

心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 令和3年9月から令和4年3月までの間の半日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項
- 5 協議員
 - (1) 各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所の定める人数
 - (2) 精神保健判定医及び精神保健参与員候補者
各地方裁判所の定める人数

(令和3.5.18刑事局・家庭局)

犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深める
ための研究会の開催について

- | | |
|--------|--|
| 1 主催 | 各高等裁判所 |
| 2 期日 | 令和3年6月から令和4年3月までの間の半日 |
| 3 場所 | 各高等裁判所 |
| 4 実施事項 | 犯罪被害者等基本法第19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等 |
| 5 参加者 | (1) 各高等裁判所の刑事事件担当の裁判官及びその他の職員並びに各高等裁判所管内の裁判所（簡易裁判所を除く。）の刑事事件又は少年事件担当の裁判官及びその他の職員

各高等裁判所の定める人数

(2) 意見交換等のテーマに応じた外部有識者等 2人程度 |

事務総局会議資料 第4
(5月18日開催)

(令和3.5.18 刑事局・民事局・行政局・家庭局)

法廷通訳に関する研修の開催について

名称	主 催 実施庁	期 日	実施事項 対象言語	受講者
① 法廷通訳基礎研修	【主催・実施庁】 各地裁	令和3年6月 から 令和4年3月 の1日間	裁判手続及び法廷通訳に ついての講義、模擬通訳 実習等 【言語】 各1言語 (東京3言語、大阪2言 語)	通訳人候補者名簿に登録され ることを希望し、かつ、通訳人と しての適性を備えていると認め られる者又は通訳人候補者名簿 に登録されている候補者のうち 法廷通訳の経験がない又は少な い者 【受講者】 各地裁で決定
② 法廷通訳セミナー	【主催】 各高裁 【実施庁】 各高裁管内の地裁	令和3年6月 から 令和4年3月 の2日間	裁判手続及び法廷通訳に ついての講義、模擬通訳 実習、通訳を要する裁判 員裁判の模擬裁判のDV D視聴、座談会等 【言語】 各2言語 (札幌、高松各1言語)	自白事件の法廷通訳であれば難 なく担当することができる者であ って、それほど複雑困難でな い否認事件（裁判員裁判を含 む）及びそれと同程度の通訳能 力を要する事件の法廷通訳を担 当するために実践的な知識及び 技能を取得してもらう必要があ る者 【受講者】 各高裁で決定 (計124人)
③ 法廷通訳フォローアップセミナー	【主催】 全高裁（共催） 【実施庁】 東京地裁 大阪地裁	令和3年6月 から 令和4年3月 の2日間	複雑困難な否認事件及び それと同程度の通訳能力 を要する事件に対応する ための法的知識や法制度 等についての講義、模擬 通訳実習、座談会等 【言語】 各3言語	ある程度通訳の経験を積んでい る者であって、複雑困難な否認 事件及びそれと同程度の通訳能 力を要する事件の法廷通訳を担 当するために実践的な知識及び 技能を取得してもらう必要があ る者 【受講者】 各高裁で決定 (計72人)

事務総局会議資料 第5
(5月18日開催)

(令和3.5.18刑事局)

保護観察に関する連絡協議会の開催について

- | | |
|--------|---|
| 1 主催 | 各地方裁判所 |
| 2 期日 | 令和3年7月から令和4年3月までの間の半日 |
| 3 場所 | 各地方裁判所 |
| 4 協議事項 | (1) 保護観察の実情について
(2) その他 |
| 5 協議員 | (1) 各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所の定める人数
(2) 主催庁に対応する保護観察所の職員
各地方裁判所の定める人数 |

なお、保護観察所の職員の人数については、主催庁に対応する保護観察所と協議の上、定められたい。

事務総局会議（第17回）議事録

日時	令和3年5月25日（火）午前10時00分～午前10時30分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、長崎審議官
議事	<p>1 常置委員について 大須賀秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 令和3年度外国出張計画について 大須賀秘書課長説明（資料第2）</p> <p>3 令和3年度簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せの開催について 門田民事局長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1</p> <p>◎ 了承 2, 3</p>

秘書課長 大須賀 寛之

事務総局会議資料第1
(5月25日開催)

【配布資料】

(令和3. 5. 25秘書印)

常置委員

令和3年6月1日から同年7月20日まで及び同年8月31日から同年12月31日までの常置委員を次のとおりとする。

第一小法廷 山口 厚 裁判官

第二小法廷 菅野 博之 裁判官

第三小法廷 宇賀 克也 裁判官

事務総局会議資料第2
(5月25日開催)

令和3年度外国出張計画

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 判事補海外留学研究（1年） | 合計 2人 |
| 米国×2 | 裁判官 2人 |
| 2 一般職長期在外研究（1年） | 合計 1人 |
| 米国 | 一般職 1人 |

(令和3.5.25民二印)

簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日
 - (1) 令和3年9月1日(水)
 - (2) 令和3年9月15日(水)
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と次の各裁判所を接続する方法により、開催する。
 - (1) 2(1)の期日につき、別紙のグループAの簡易裁判所の所在地を管轄する各地方裁判所
 - (2) 2(2)の期日につき、別紙のグループBの簡易裁判所の所在地を管轄する各地方裁判所
- 4 協議事項
 - (1) 一般市民が適切な手続選択及び申立書作成等を行えるようにするための手続案内の工夫及び他機関との連携の在り方
 - (2) 簡裁の本來的役割を踏まえ、訴訟事件の審理運営の更なる改善を図るための方策
 - (3) 民事調停委員の人材確保及び能力向上のために府として取り組むべき事項
- 5 協議員 以下の民事事件担当者とする。ただし、協議事項に応じて、協議員の交代を認める。
 - (1) 各地方裁判所本庁の所在地にある簡易裁判所の裁判官1人
 - (2) 上記簡易裁判所を管轄する地方裁判所の裁判官1人(簡裁の相談窓口や簡裁の研修等を担当している判事又は特例判事補)
 - (3) (1)の簡易裁判所の主任書記官1人

〈参考〉

過去の簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ協議事項

(平成28年度及び平成30年度は簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会、令和元年度及び令和2年度は不開催)

【平成28年度】

- (1) 民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるための地方裁判所と簡易裁判所の役割分担と連携の在り方
- (2) 交通損害賠償訴訟事件を適正かつ迅速に処理するために、訴訟運営上考慮し、庁として取り組むべき事項
- (3) 民事調停の利点を生かし、利用者のニーズに応える調停運営及びそれを実現する上で庁として取り組むべき事項

【平成29年度】

- (1) 交通損害賠償訴訟の合理的な審理・判決モデルの定着を図る上で庁として取り組むべき事項
- (2) 民事調停の利点を生かし、利用者のニーズに応える調停運営を実現し、その利用を促進する上で庁として取り組むべき事項

【平成30年度】

- (1) 簡易裁判所の本来的役割を踏まえ、訴訟事件の審理運営の更なる改善を図るために庁として取り組むべき事項
- (2) 民事調停の更なる運営改善を図り、その手続が適切に選択されるようにする上で簡易裁判所判事が果たすべき役割及び庁として取り組むべき事項

(別紙)

【グループA：9月1日（水）】

- (東京高裁管内) 前橋簡裁, 長野簡裁
(大阪高裁管内) 神戸簡裁, 和歌山簡裁
(名古屋高裁管内) 名古屋簡裁, 津簡裁, 富山簡裁
(広島高裁管内) 広島簡裁, 山口簡裁, 鳥取簡裁, 松江簡裁
(福岡高裁管内) 佐賀簡裁, 長崎簡裁
(仙台高裁管内) 仙台簡裁, 福島簡裁, 山形簡裁, 盛岡簡裁, 秋田簡裁,
青森簡裁
(札幌高裁管内) 函館簡裁, 旭川簡裁, 釧路簡裁
(高松高裁管内) 高松簡裁, 徳島簡裁, 高知簡裁

【グループB：9月15日（水）】

- (東京高裁管内) 東京簡裁, 横浜簡裁, さいたま簡裁, 千葉簡裁,
水戸簡裁, 宇都宮簡裁, 静岡簡裁, 甲府簡裁, 新潟簡裁
(大阪高裁管内) 大阪簡裁, 京都簡裁, 奈良簡裁, 大津簡裁
(名古屋高裁管内) 岐阜簡裁, 福井簡裁, 金沢簡裁
(広島高裁管内) 岡山簡裁
(福岡高裁管内) 福岡簡裁, 大分簡裁, 熊本簡裁, 鹿児島簡裁,
宮崎簡裁, 那覇簡裁
(札幌高裁管内) 札幌簡裁
(高松高裁管内) 松山簡裁